

入札に係る公告

令和7年3月6日

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部
大分県済生会日田病院
支部長 林田 良三
(公印省略)

次のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 病院清掃および栄養部厨房食器洗浄等の業務委託
- (2) 清掃場所 大分県済生会日田病院
大分県日田市大字三和 643 番地の 7
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間
- (4) 業務内容 仕様書による
- (5) 入札執行 令和7年3月21日(金)

2. 入札の方法

第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

3. 一般競争入札の参加資格要件

- (1) 公告日から開札期日までの間に地方公共団体から指名停止措置を受けていない者。
- (2) 入札事項に定めた要件を満たしていること。
- (3) 清掃に関する ISO、または財団法人医療関連サービス振興会編 医療関連サービスマーク認定事業者名簿(業務種目:院内清掃業務)に登録のある者
- (4) 清掃に関する ISO、または医療関連サービスマーク認定事業者で、病院清掃受託責任者講習会を修了した者を常駐員として配置できる者
- (5) 病床数が199床以上の公的病院内の清掃業務について、令和4年度以降に3年以上継続して業務委託を元請として契約履行した実績を有する者(類似業務)

4. 一般競争入札の参加者の制限

以下のいずれかに該当すると認められる者は参加資格を有しない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 暴力団員が経営する業者又は経営支配する業者及びこれに準ずる者。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する事実があり、その後2年間を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をした者

- ③落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- ④監督又は検査の実施に当たり、職員及び契約担当者が委託した者の職務執行を妨げた者
- ⑤正当な理由なく契約を履行しなかった者
- ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦前各号に類する行為を行なった者

5. 入札参加意向書の提出

- (1) 受付期間 令和7年3月18日(火)午後5時まで(以後は受け付けません)
- (2) 提出書類 ①入札参加意向書(様式第1号を使用)
②会社案内書
- (3) 提出方法 社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部大分県済生会日田病院 用度課へ持参願います。
〒877-1292 大分県日田市大字三和643番地の7 (TEL) 0973-24-1100

6. 入札参加資格

入札参加意向書を提出し参加資格要件を満たす者には入札通知書と仕様書を送付します。
現地調査・説明会について希望される場合は、担当者までご連絡頂ければ日程を調整します。
入札通知書には次の事項を記載しています。

- (1) 入札の日時・場所
- (2) 入札の手続き等
- (3) 入札保証金の要否
- (4) 予定価格・最低制限価格の有無
- (5) その他注意事項

7. その他

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、本調達物件の納入業者選定以外に使用しない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 提出書類に関する問い合わせ先

〒877-1292 大分県日田市大字三和643番地の7
社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部 大分県済生会日田病院
窓口担当:用度課 広瀬 聡
電 話:0973-24-1100
F A X:0973-22-8779
E-Mail:youdo2020@saiseikai.hita.oita.jp

(様式第1号)

入札参加意向書

令和 年 月 日

社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部
大分県済生会日田病院
支部長 林田 良三 殿

(申請者)
住 所
商号又は名称
代 表 者

印

申請者は、令和7年3月6日付けで公告のあった、大分県済生会日田病院 病院清掃および栄養部
厨房食器洗浄等の業務委託の入札に参加したいので、その旨を申請します。

※ご担当者の連絡先をお願いします。

所 属
職 名
氏 名
電 話
F A X
E-mail

病院清掃および栄養部厨房食器洗浄等の業務委託仕様書

1 病院清掃業務

(1) 日常清掃・清掃消毒仕様

通年における美観維持作業に努め、その方法は感染防除を基本とした清掃・消毒作業とし、作業内容は受託者の提案とする（業務案内書内に添付）。

但し、下記の①から③の清掃・消毒作業は基本作業とする。

作業範囲

詳細は別紙各階配置表による。ただし、下記の場所及び箇所は含まないものとする。

- イ 1階 ボイラー室・売店・自販機コーナー・他
- ロ その他 プロパン庫・R1処理棟・車庫棟・屋上・他
- ハ 自主清掃区域（掃き清掃のみ職員が行う・モップ清掃は委託業者）

①感染症防除清掃・消毒作業（連絡の都度、調整）

- ・感染症に使用された病室を普通病室として使用できるように環境清掃・消毒を行うこと。
- ・また、感染防除を目的に清掃・消毒を行う。

②医療廃棄物の搬出作業（1日2回）

- ・院内各部署から搬出される感染性、及び非感染性廃棄物を病院の指示に従い、1日2回指定の集積場所に搬出する。

③手術部清浄清掃・消毒作業（1日1回）

- ・2階手術部の手術室1～3、ホール、洗浄室・浴室・更衣室・トイレ・サブライ他を1日1回清浄清掃・（必要時消毒作業）を行う。

④正面玄関周辺清掃作業（随時）

- ・定期的な清掃作業とは別に、必要に応じて随時清掃作業を行う。

(2) 定期清掃作業

日常の清掃・消毒作業とは別途に下記の作業を行う。作業範囲は日常清掃・消毒作業範囲と同じとする。

①床面剥離（洗浄）ワックス清掃作業（年2回）

- ・通年において、床材の保護及び美観を目的としたワックスが塗布され、黒ずみ、汚れ等がないよう定期的に剥離、洗浄清掃管理を行う（共用区域及び歩行頻度の多い場所においては必要に応じて年3回以上の洗浄作業を行い、その都度のワックス塗布作業を実施する。）
- ・専用区域では、医療機関より要望があった場合は速やかにこの作業を行う。
- ・2階手術部では、年1回手術室1～3、手術室ホール、洗浄室の床面洗浄ワックスを実施し、同時に塵埃を拡散しない方法で除塵を行い、低度薬品に属する薬剤を使用した除菌作業を行う。作業は、床面から人身高の壁面までとする。器材等については除塵を行い、除菌清拭を行い、器材等は元に復旧すること。

②窓ガラス清掃作業（年4回）

- ・窓ガラスの内外、窓溝、網戸、手すり等を年4回行う。高所窓ガラス清掃作業は安全に留意し高所専用機械等で行う。また、蜘蛛の巣等の除去は重点的に行う。
- ・軒天井、壁、バルコニー、階段等の水洗浄を年1回行う。

③各排水溝清掃作業（年1回）

梅雨時期となる前に1階～4階までの排水溝等（雨水管）に詰まったゴミを除去

④照明器具清掃作業（年1回）

年1回管球を取り外して拭き清掃を行う。（照明器具数は別紙）

⑤換気扇、空調機清掃作業（年4回）

- ・年4回実施する。換気扇は羽等取り外して行い、空調器はプレフィルタのほこり除去、周囲の汚れ除去を行う。
- ・栄養部では、換気扇、下がりガラス、壁、周辺天井、その他、レンジ等の洗浄作業を実施する。

⑥側溝清掃作業（年2回）

年2回排水溝の土砂、落葉除去等の清掃を行い、雨水等の流出を防ぐ。

⑦医療廃棄物倉庫 害虫防除施工（年6回）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物保管場所の整理につとめ、感染性廃棄物保管場所については2か月ごとにねずみ、その他の害虫が発生しないよう対策をする。

（3）衛生害虫防除消毒作業

厚生労働省医政局指導課長通達の「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について（平成16年11月17日）」に基づき、下記の通り防除を実施し、その都度報告書を作成して提出する。

- ①全病棟病室区域（年2回）
- ②全部門区域（年2回）
- ③厨房区域（年12回）

（4）手術室、心臓カテテル室、アンギオ室内の消毒・清掃作業等（年1回）

手術室内の消毒・清掃作業等については、年1回の施工（用度課担当者と日程調整して5月下旬頃に施工している）。別紙参照

- ① 手術室、心臓カテテル室（2階）、アンギオ室（1階）内の除菌・殺菌清拭消毒作業及び床面洗浄 WAX 塗布作業
- ② 手術室内の微生物学的調査及び空気環境測定調査

2 栄養部 食器洗浄業務 別紙参照

3 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

病院清掃及び食器洗浄等業務委託契約

(別紙)

1 病院清掃業務				
作業内容	回数	面積・数量		備考
(1) 日常清掃・消毒作業		12,053.71	m ²	
(内訳) 清掃委託区域 (掃き・拭き)		11,957.8	m ²	
自主清掃区域の一部 (拭き) 研修生室・図書室		95.91	m ²	
①感染症防除清掃・消毒作業				
②医療廃棄物の排出作業	一日2回			
③手術部洗浄清掃・消毒作業	一日1回			
(2) 定期清掃作業		—	式	
①床面剥離 (洗浄) ワックス清掃作業	年2回	11,501.47	m ²	
②窓ガラス清掃作業 (クモの巣除去含む)	年4回	1,710.60	m ²	
③各階ベランダ・排水溝清掃作業	適宜	—	式	
④照明器具清掃作業	年1回	—	式	
⑤換気扇・空調機・フィルタ・防水パン清掃作業	適宜	—	式	
⑥側溝清掃作業・西病棟清掃作業	年2回	—	式	
⑦医療廃棄物倉庫 害虫防除施工	年6回	—	式	
⑧感染症外来診療棟	年12回	65.72	m ²	
(3) 衛生害虫防除消毒作業				
①全病棟病室区域	年2回	199	床	
②全部門区域	年2回	①に含む		
③厨房区域	年12回	300.0	m ²	
(4) 手術室、心臓カテテル室、アンギオ室内の 消毒・清掃作業等				
① 手術室、心臓カテテル室、アンギオ室内の除菌・ 殺菌清拭消毒作業及び床面洗浄 WAX 塗布 作業	年1回	—	式	
② 手術室内の微生物学的調査及び空気環境 測定調査	年1回	—	式	
2 栄養部 食器洗浄業務	下記参照	—	式	

食器洗浄業務等 (概略)

勤務	区分	時間	人数
早 出	勤務時間 7時00分から15時00分	6時間45分	2人
	休憩時間 10時30分から11時30分	60分	
	12時45分から13時00分	15分	
遅 出	勤務時間 17時30分から21時00分	3時間30分	2人
	休憩時間		
	18時45分から19時00分	15分	

委託目的・内容

病院給食を安全かつ効率的に運搬し、残飯処理と食器洗浄及び清掃を適正に行う。

患者給食業務(朝・昼・夕の配下膳、食器等洗浄)及びこれに付随する業務、清掃業務とする。

受託者は委託業務に際して、危害分析重要管理点(以下「HACCP」という。)方式、及び大量調理施設衛生管理マニュアル(最終改定:平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号)に基づいて業務を行わなければならない。また、作業仕様書は受託者が作成し委託者が内容を確認する。

法令等の遵守

受託者は、労働安全衛生法、食品衛生法、医療法、健康増進法、その他の関係法令並びに「病院、診療所等の業務委託について」(平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省健康政策局指導課長通知)、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 29 年厚生省通知)その他関係通知を遵守し、法的に遺漏の無いようにする。

従業員の配置等

(1) 受託者は、委託業務に従事する受託者の従業員(以下「従業員」とする)の配置等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 委託業務の円滑、かつ確実な履行を図るため、従業員は適正な人員を配置すること。
- ② 従業員を配置するときは、事前に委託者に対し、従業員の名簿を提出すること。
- ③ 常勤の職員から業務受託責任者を業務時間内に 1 名以上配置し、他の従業員の教育、指揮監督及び委託者との連絡・調整に当たらせること。

受託責任者は従業員の人事・労務管理、研修・訓練及び健康管理、業務の遂行管理、施設設備の衛生管理などの業務に責任を負うものであること。また、業務を管理すると共に業務遂行上必要な事項について、随時委託者と連絡調整にあたり、必要な帳票類を業務場所に備え、開示できるように整えておく。業務責任者は、受託者の不在時業務管理の責任を負うものであること。

- ④ 安全衛生管理・従業員間のパワーハラスメントに留意し、職場環境を整えること。
- ⑤ 委託業務従事中は、従業員に対し、所定の服装並びに名札を着用させること。なお、品位と清潔、かつ端正な服装を心がけ、患者や病院スタッフ等に接するときは言葉遣いに注意するなど、病院の総合サービス確保、対外部署との信頼関係を損なわないように留意すること。
- ⑥ 従業員変更の申し出が委託者からあったときは、遅延なくかつ適正な処置をとり、その結果について委託者へ報告すること。
- ⑦ 受託職員が病気等で長期欠勤する場合は、本業務に支障をきたさないようにし、事前に委託責任者に報告すること。
- ⑧ 受託職員の異動を行う時は、本業務に支障をきたさないようにし、事前に委託責任者に報告をすること。
- ⑨ 従業員の定着に十分留意し、頻繁な異動や退職の無いように努めること。
- ⑩ 外国籍の従業員は、業務上必要なコミュニケーションが十分とれるようにすること。
- ⑪ 反社会的勢力はもとより、反社会勢力と密接な関係を有するものを従事させないこと。

(2) 委託者は、委託業務の実施又は管理について著しく不適當と認められるときは、受託者に対し、教育、研修等必要な措置を講じることを求めることができることとする。

保健衛生

受託者は、従業員に対し次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 従業員は就業前に毎日健康チェックの確認を実施し、業務の従事に問題がないことを確認する。身体、手指及び爪は、常に清潔にしておくとともに、便所を使用した時、不潔なものに触ったとき等は、その都度必ず手洗いかつ消毒をすること。
- (2) 委託業務従事中は、清潔な白衣（毎日交換）、頭髪を完全に覆うことが出来る清潔な帽子(毎日交換)および清潔なマスク（細菌濾過効率 99%以上）を着用すること。なお、白衣・帽子、エプロン等の洗濯は、専用業者（熱水消毒の条件である「80℃10 分間」を満たす熱水洗濯機を保有する）を利用しクリーニングをすること。
- (3) 業務遂行中に関係者以外の者を入れないとともに、不必要な私物を持ち込まない。
- (4) 履物は衛生区域ごとに履き替えること。また、給食配膳・下膳時にはナースシューズ（又はスニーカー、デッキシューズ等）に履き替えて行うこと。なお、踵のない靴・サンダルは使用してはならない。更衣、休憩、用便、は委託者が指定した場所で行うこと。なお、喫煙については敷地内全面禁煙(駐車場・病院に接した道路を含む)となっている。
- (5) 更衣、休憩、用便（用便時には上着・帽子・マスクは外してトイレを使用する）は委託者が指定した場所で行うこと。
- (6) 受託者は、委託業務履行場所において、ネズミや昆虫の侵入防止に努めなくてはならない。

健康診断

- (1) 受託者は従業員の健康管理に対し絶えず注意を払うとともに、年 1 回、健康診断（労働安全衛生法に定められた項目及び委託者が指定した検査項目）を実施・結果を保管すること。また、検便（赤痢、サルモネラ、腸炎ビブリオ・病原性大腸菌O-157、6 月～9 月は月 2 回)定期的を実施すること。その結果は速やかに書面をもって委託者に報告しなければならない。なお、ノロウイルス流行時期の下痢症状については検便検査を実施すること。
- (2) 受託者は従業員を新たに配置しようとする時は、配置前にその者に対して胸部レントゲン検査を含む一般健康診断及び検便、IGRA 検査、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の 4 種ウイルス感染症、HBs 抗原、HCV 抗体検査（抗体価が基準に満たない場合、可能な限り予防接種を受け抗体を獲得する。また、毎年流行するインフルエンザに備え可能な限り予防接種を受ける）を実施し、その結果は書面をもって速やかに委託者に報告しなければならない。

その他

- ・ 残飯を整理し、食器を洗いながら洗浄機に入れ、洗浄機から出てきた食器は種類別に整理し乾燥機に格納する。
- ・ 食器洗浄終了後、配膳車拭き掃除、清掃、床清掃、水槽・洗浄機掃除、残飯出し、備品整理等を行う。
- ・ 業務日誌の記録、並びに食器洗浄機、乾燥機の温度管理記録を行う。
- ・ 食器破損、紛失届の記入
- ・ 配膳車運搬・・・病棟、医局、透析室へ配膳車をもっていく
- ・ 定期的に栄養部職員との協議・伝達会等を行いますので必ず出席して下さい。

衛生害虫防除消毒作業仕様書

1.適用範囲 本仕様書は、大分県済生会日田病院における、年間を通じてのねずみ・昆虫等防除作業に適用する。

2.実施内容・箇所

1) 全病棟病室区域：年 2 回

■ 全病棟病室区域 ■

- ・ 4 階北病棟：病室・NS・各水廻り・他
- ・ 4 階南病棟：病室・NS・各水廻り・他
- ・ 3 階北病棟：病室・NS・各水廻り・他
- ・ 3 階南病棟：病室・NS・各水廻り・他
- ・ 2 階 HCU 病棟：病室・NS・各水廻り・他
- ・ 2 階 CCU 病棟：病室・NS・各水廻り・他
- ・ 2 階救急病棟：病室・NS・各水廻り・他
- ・ 1 階緩和ケア病棟：病室・NS・各水廻り・他

2) 全部門区域：年 2 回

■ 全部門区域 ■

下記区域、各トイレ・水廻り箇所

- ・ 2 階：院長室・副院長室・看護部長室・医局・医療安全管理室
・ 臨床工学部事務室・副院長医局・応接室・仮眠室
・ 感染管理室・メディカルクラーク事務室・他
- ・ 1 階：外来部門（各科診察室）・薬剤部・画像診断部・検査部
・ リハビリ部・医事課・ボイラ-室・売店・他

3) 厨房区域：年 12 回

■ 栄養区域 ■

- ・ 1 階：栄養部区域
調理区域・検収区域・食品庫・事務室・配膳車プール
食器洗区域・控室・倉庫・厨芥室・他

3.実施対象箇所別作業内容

■ 全病棟病室区域 ■

医療機関における、衛生害虫防除作業として、患者さんの健康及び医療行為への配慮。並びに、建物環境の美観維持に配慮して、薬事法の承認を受けた医薬品、医薬部外品を「用法・用量」を厳守し、害虫の生態、状況を考慮し、適所への作業計画を立て、作業を実施します。

①全病棟区域：薬剤注入作業・薬剤散布処理／年2回実施

- ・ベイト処理 目視・問診調査と、建物環境や、害虫の生態から、今後発生が予測される箇所、病室内備品（床頭台・TV・衣装ケース等）や、ナースステーション、洗面所、トイレなどの水廻り箇所へ、殺虫対象をゴキブリに限定した、安全性の高い医薬品登録の喫食殺虫剤「ヒドラメチルン製剤」＝ベイト製剤を、設置・注入し喫食殺虫する作業を実施します。
- ・薬剤注入作業 病室内、備品やTV、収納棚、壁面・配管廻り、スイッチやモーター廻り壁面やタイル・ブロックなどの割れ目や隙間へ、ゴキブリ殺虫に適した、医薬部外品登録の低臭性のホンベタイプ薬剤による直接注入を必要に応じて実施します。
- ・薬剤散布処理 ゴキブリや歩行害虫の外部からの侵入防止目的で、各水廻り箇所の壁面隅々や排水口へ、歩行害虫殺虫に適した医薬部外品登録の薬剤による散布処理を実施します。

■ 全部門区域 ■

基本的に、ゴキブリの活動が活発な分散期（梅雨時期）と暖房が入る秋期に、各管理部門の水廻り箇所における薬剤注入作業、薬剤散布処理を実施します。

①全病棟区域：薬剤注入作業・薬剤散布処理／年2回実施

- ・ベイト処理 目視・問診調査と建物環境や害虫の生態から管理区域において今後発生が予想される箇所（主に水廻り箇所）へ殺虫対象をゴキブリに限定した、安全性の高い医薬品登録の喫食殺虫剤「ヒドラメチルン製剤」＝ベイト製剤を、設置・注入し喫食殺虫する作業を実施します。
- ・薬剤散布処理 ゴキブリや歩行害虫の外部からの侵入防止目的で、各水廻り箇所の壁面隅々や排水口へ、歩行害虫殺虫に適した医薬部外品登録の薬剤による散布処理を実施します。

※予定実施時期以外で、異常気象や建物周囲の環境変化・外部からの侵入等による発生情報があれば随時対応します。

■ 厨房区域 ■

厨房区域においては、2ヶ月毎に、ネズミ及びゴキブリの発生・侵入調査を目的として、粘着トラップによる捕獲調査を行い、その結果に基づき、下記作業と組み合わせて年間申請を行います。

①ベイト施工・薬剤散布処理／年12回実施

- ・ベイト処理 目視・問診調査、棲息調査の結果及び、建物環境や害虫の生態から、今後発生・侵入が

予測される箇所や調理器材・洗浄機・区域内・高所壁面・配管廻り・シンク配管廻り・トイレなどの水廻り箇所へ殺虫対象をゴキブリに限定した、安全性の高い医薬品登録の喫食殺虫剤「ヒドラメチルノン製剤」＝ペレ剤を、設置・注入・補充し殺虫する作業を実施します。

- ・薬剤散布処理 ゴキブリや歩行害虫の外部からの侵入防止目的で、各水廻り箇所の壁面隅々や排水口へ、歩行害虫殺虫に適した医薬部外品登録の薬剤による散布処理を実施します。

4.使用薬剤

使用薬剤については、「安全性」・「臭気」・「環境」に配慮し、ゴキブリの生態・生活史に合わせ医薬品及び、医薬部外品を用法・用量を厳守し、適所への処理を行います。

・ベイト処理使用薬剤

【食毒剤】 低臭性・飛散・暴露がなく、剤型がジェル状なので人の手が触れない隙間へ注入する。ゴキブリが好む澱粉成分などの誘引物質を配合した接続性がある喫食剤。

品名 ヒドラメチルノン・スミチオンMC

適用法令 薬事法／医薬品

・薬剤注入作業使用薬剤 ボンベタイプ薬剤注入器材

【ピレスロイド系】 引火性・臭気刺激性がなく、効果に持続性がある。

品名 ペルメトリン・フェノトリン

適用法令 薬事法／医薬部外品

※厨房区域入室装備

- ・清潔区域入室用、アイソレーションガウン
- ・ディスポメディカルキャップ
- ・3M社製、ストレッチマスク
- ・ラテックスグローブ
- ・ウエルパス、消毒用エタノール

手術室、心臓カテテル室、アンギオ室内の消毒・清掃作業等仕様書（年1回）

1. 手術室区域における環境清掃、除菌・殺菌清拭消毒作業

- (1) 除菌清拭消毒作業：受付・事務室、病理標本室、検査室、薬品庫、麻酔医室、医師更衣室、看護師更衣室、前室、OP 洗浄室、中央材料室、ディスプレイ室 合計：199 m²
- (2) 殺菌清拭消毒作業：手術室 1、手術室 2、手術室 3、器材室、既消毒室、手術ホール、器材庫 合計：282 m²

2. 床面洗浄WAX塗布作業

- (1) 床面洗浄WAX塗布作業：手術室 1、手術室 2、手術室 3、器材室、既消毒室、手術ホール、器材庫、受付・事務室、病理標本室、検査室、薬品庫、OP 洗浄室、中央材料室、ディスプレイ室 合計：404 m²

3. 微生物学的調査

- (1) 空中浮遊菌採取調査：合計 12 検体
内訳：各手術室で 1 箇所×3 室（3 検体）、手術ホール・器材室・器材庫・既消毒室・中央材料室、麻酔医室・医師更衣室・看護師更衣室・前室で各 1 箇所（各 1 検体）
- (2) 付着細菌採取調査（事前採取）：合計 20 検体
内訳：手術ホール床面（2 検体）、既消毒室床面（1 検体）、器材室床面と壁面（各 1 検体）、前室床面と壁面（各 1 検体）、受付前廊下床面（1 検体）、受付事務所床面（1 検体）、手洗い床面（1 検体）、看護師休憩室床面（1 検体）、医師更衣室床面（2 検体）、薬品庫床面（1 検体）、病理室床面（1 検体）、検査室床面（1 検体）、器材庫床面（1 検体）、看護師更衣室床面（1 検体）、OP 洗浄室床面（1 検体）、中央材料室床面（1 検体）
- (3) ATP 拭き取り検査（事前採取）：合計 9 検体
内訳：手術室 1 床面（1 検体）、手術室 2 床面（1 検体）、手術室 3 床面（1 検体）、手術ホール床面（2 検体）、既消毒室床面（1 検体）、前室壁面（1 検体）、中央材料室床面（2 検体）
- (4) 付着細菌採取調査（事後採取）：合計 20 検体
内訳：手術ホール床面（2 検体）、既消毒室床面（1 検体）、器材室床面と壁面（各 1 検体）、前室床面と壁面（各 1 検体）、受付前廊下床面（1 検体）、受付事務所床面（1 検体）、手洗い床面（1 検体）、看護師休憩室床面（1 検体）、医師更衣室床面（2 検体）、薬品庫床面（1 検体）、病理室床面（1 検体）、検査室床面（1 検体）、器材庫床面（1 検体）、看護師更衣室床面（1 検体）、OP 洗浄室床面（1 検体）、中央材料室床面（1 検体）
- (5) ATP 拭き取り検査（事後採取）：合計 9 検体
内訳：手術室 1 床面（1 検体）、手術室 2 床面（1 検体）、手術室 3 床面（1 検体）、手術ホール床面（2 検体）、既消毒室床面（1 検体）、前室壁面（1 検体）、中央材料室床面（2 検体）

4. 空気環境測定調査

- (1) 空中浮遊微粒子数測定
- (2) 風速・風量・換気回数測定
- (3) 室内圧力測定

5. 血管造影室及び心臓カテーテル室

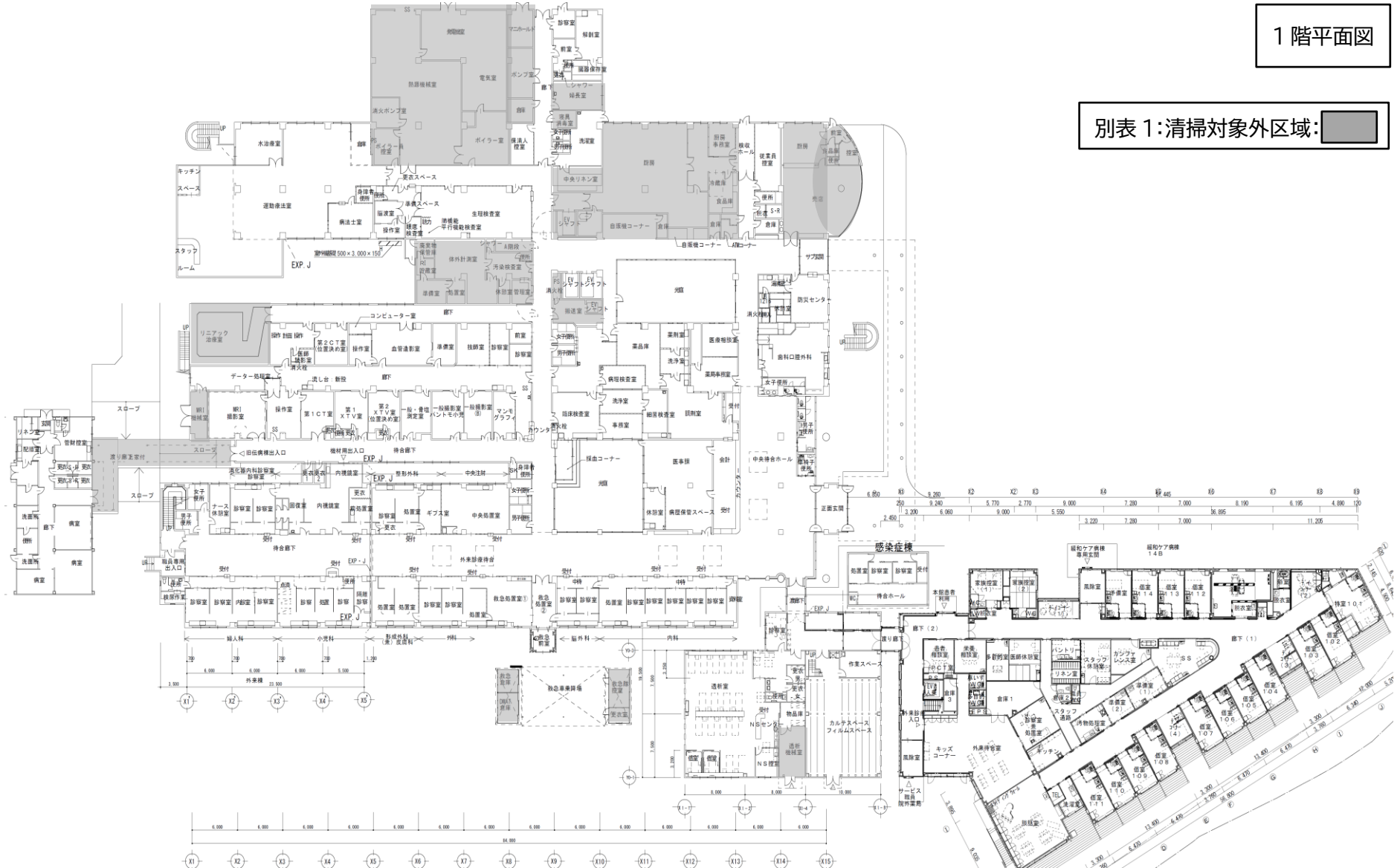
- (1) 養生作業
- (2) 床面洗浄WAX塗布作業
- (3) 除菌洗浄・殺菌清拭消毒作業
- (4) 床面清拭消毒作業

6. 報告書作成

- (1) 手術室作業完了報告書
- (2) 血管造影室及び心臓カテーテル室作業完了報告書

1階平面図

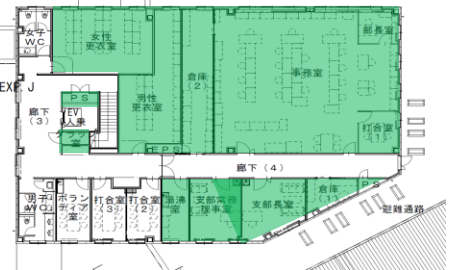
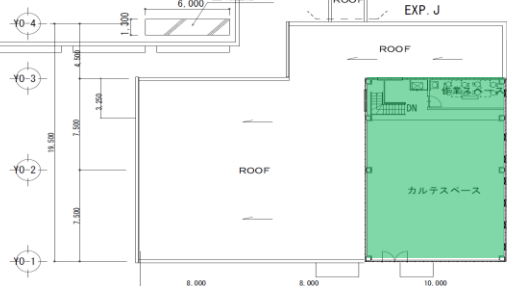
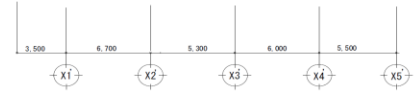
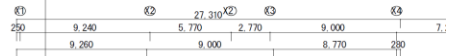
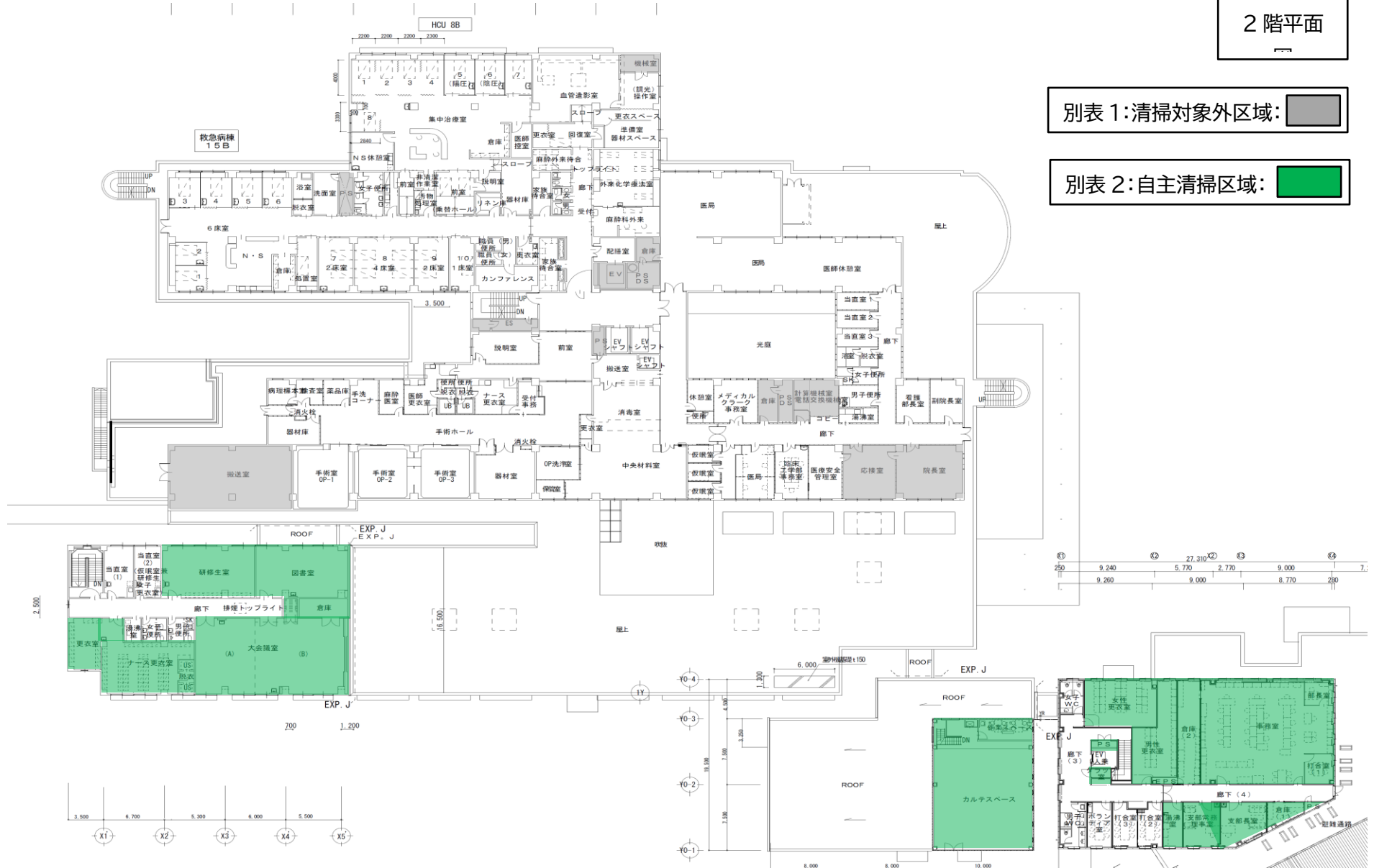
別表 1: 清掃対象外区域:



2階平面

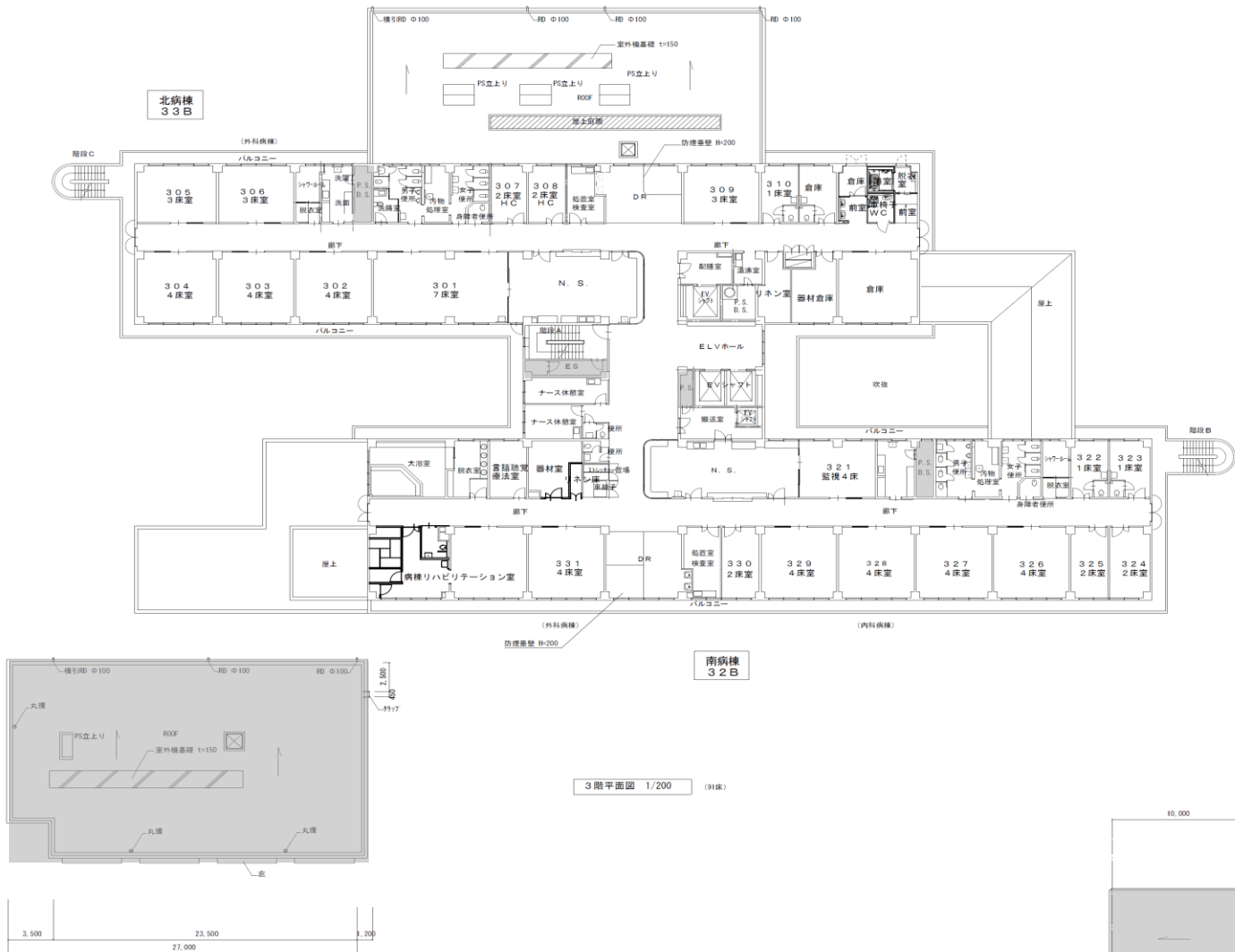
別表1: 清掃対象外区域:

別表2: 自主清掃区域:

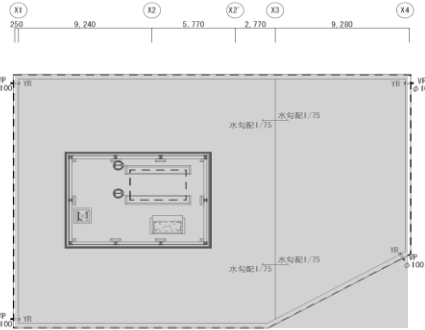


3階平面

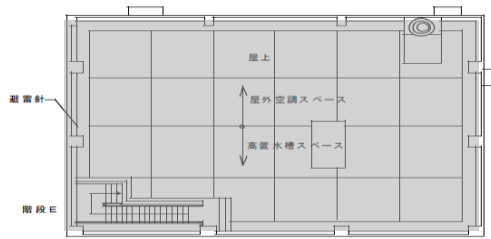
別表1:清掃対象外区域:



3階平面図 1/200 (91床)



5階平面



別表1: 清掃対象外区域:

P H R 階平面図 1/200

